

第1章 特徴記載書

1. 概要

特徴記載書とは、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した書類である。意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、この特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときに提出できる。

2. 特徴記載書とは

審査官は、特徴記載書の記載内容を、意匠登録出願に係る意匠の認定（第II部「意匠の認定・意匠ごとの出願」参照）、新規性要件等の判断に係る類否判断、その他の拒絶理由の判断に、特徴記載書の記載内容を直接の根拠として用いてはならない。

他方、特徴記載書の記載内容を、例えば、審査における的確なサーチ範囲決定のための参考情報にはできることから、審査の迅速化が期待される。

登録された場合には、意匠の特徴及び説明図の記載内容を意匠公報に掲載することにより、第三者に、その登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。

特徴記載書の記載内容は、意匠法第24条に規定する登録意匠の範囲を定める基礎とはしないため、権利範囲に対して、直接的に何ら影響を与えるものではない。

3. 提出手続

特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択により提出できる任意の手続である。

意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限り特徴記載書を提出できる。

なお、意匠の特徴については、特徴記載書に記載することとされているが（意匠法施行規則第六条）、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と同時に特徴記載書の提出を行うことができない。そこで、DESCRIPTION（説明）の欄（我が国の意匠登録出願における「意匠の説明」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に相当するものとして取り扱う欄）に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由の対象としない。

加えて、国内の通常の出願において、同様に、「意匠の説明」の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとする。

4. 意匠公報への掲載

特徴記載書中の意匠の特徴及び説明図の記載内容は、出願人が提出したものを、原則としてそのまま意匠公報へ掲載する。新たな特徴記載書の提出があった場合は、最新の特徴記載書の記載内容のみを掲載する。

なお、意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）には、当該記載内容を掲載しない。

また、特徴記載書の記載中に、公報掲載が不適当な表現等を含む場合は、その部分の公報掲載をしない。